

盛岡市市税条例等の一部改正について

平成 21 年 3 月 26 日
財 政 部 ・ 市 民 部

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正（今国会で審議中）に伴い、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人市民税に関する特例措置の延長、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続並びに国民健康保険税の 2 割軽減対象者の一律軽減を行うほか、必要な規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税

上場株式等の配当及び譲渡益に係る個人市民税に関する特例措置の延長について

現 行 税率 20%（所得税 15%，住民税 5%（うち市民税 3%））

特例措置（H21 から H22）により税率 10%（所得税 7%，住民税 3%（うち市民税 1.8%））

100 万円以下の株式等の配当の部分及び 500 万円以下の株式の譲渡益の部分

改 正 後 税率 10%（所得税 7%，住民税 3%（うち市民税 1.8%））を平成 23 年 12 月 31 日まで

(2) 固定資産税・都市計画税

平成 21 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の現行制度を平成 23 年度まで延長する。

負担調整措置について

- ・負担水準（平成 21 年度評価額に対する平成 20 年度課税標準額の割合）が一定割合以上の土地については、平成 20 年度課税標準額を引下げ又は据え置く。

- ・負担水準（上記と同じ）が一定割合未満の土地については、平成 20 年度課税標準額に平成 21 年度評価額の 5% を加算した額を課税標準額とする。

(3) 国民健康保険税

保険税の 2 割軽減対象者について、前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により減額が適当でないと認められる場合には当該減額を行わないものとする特例措置を廃止し、一律に軽減する。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

4 専決処分

地方税法の一部を改正する法律が 3 月末に公布される予定のため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により改正するものである。